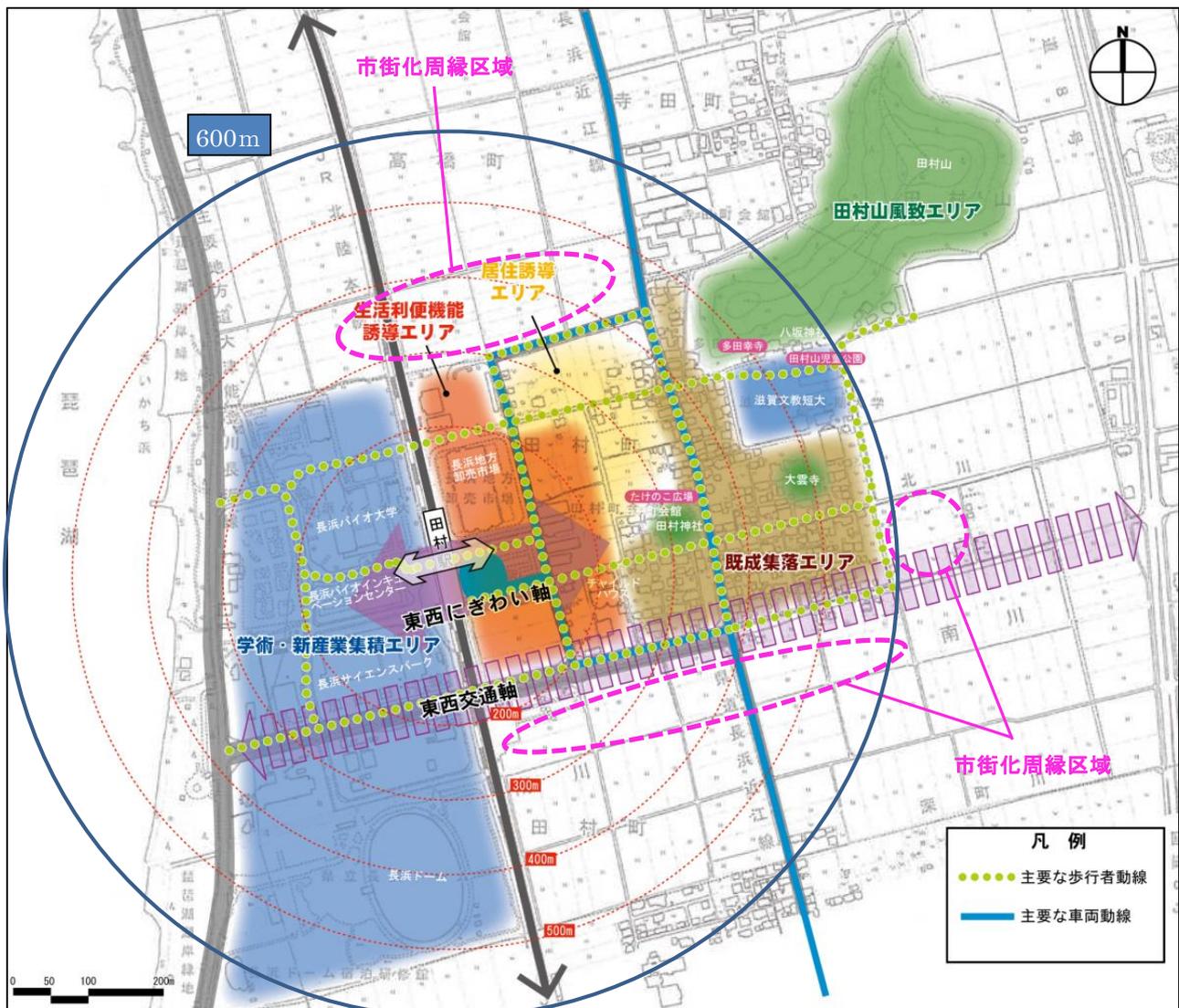


### 第3章 田村駅周辺整備基本計画

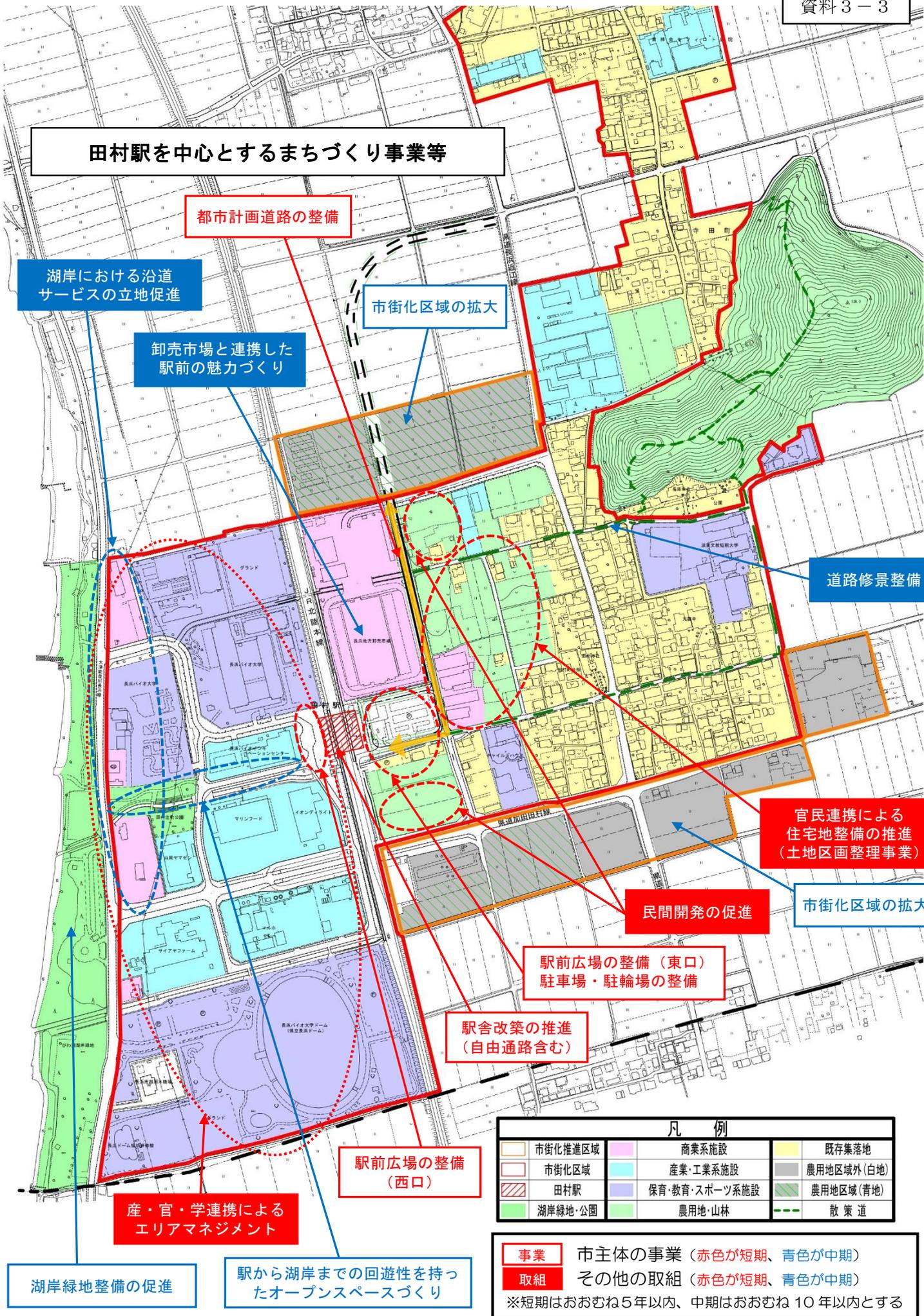
基本構想において示したエリア別による都市整備方針を具体化するためには、実際に行う事業や取組の内容、手法、期間等を示す基本計画が必要となってきます。この基本計画である「田村駅周辺整備基本計画」においては、基本構想における段階的整備の第1ステップ、第2ステップとなる中短期（おおむね10年以内）において優先的に行っていく整備事業等（以下、「田村駅を中心とするまちづくり事業等」という。）を明示します。

なお、本計画における田村駅を中心とするまちづくり事業等の対象区域は、核となる田村駅を中心とした、高齢者でも移動可能な範囲である徒歩600m圏内の既存市街化区域（一部、市街化区域の周縁で今後市街化区域への編入を見込む区域（以下、「市街化周縁区域」という。）を含む）とし、この区域に都市機能や居住機能の誘導・集約を図っていきます。

○基本構想の機能エリア図（市街化周縁区域を含む）



田村駅を中心とするまちづくり事業等



都市計画道路の整備

湖岸における沿道サービスの立地促進

卸売市場と連携した駅前の魅力づくり

市街化区域の拡大

道路修景整備

官民連携による住宅地整備の推進 (土地区画整理事業)

民間開発の促進

市街化区域の拡大

駅前広場の整備 (東口) 駐車場・駐輪場の整備

駅舎改築の推進 (自由通路含む)

駅前広場の整備 (西口)

産・官・学連携によるエリアマネジメント

湖岸緑地整備の促進

駅から湖岸までの回遊性を持ったオープンスペースづくり

凡 例					
	市街化推進区域		商業施設		既存集落地
	市街化区域		産業・工業施設		農用地区域外(白地)
	田村駅		保育・教育・スポーツ施設		農用地区域(青地)
	湖岸緑地・公園		農用地・山林		散策道

**事業** 市主体の事業 (赤色が短期、青色が中期)  
**取組** その他の取組 (赤色が短期、青色が中期)  
 ※短期はおおむね5年以内、中期はおおむね10年以内とする